

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録 第七号

昭和四十一年二月二十四日(木曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春蔵君
理事 赤間 文三君
豊田 雅孝君
柳田 桃太郎君
近藤 信一君

委員 井川 伊平君
岸田 幸雄君
近藤 英一郎君
宮崎 正雄君
大矢 正君
小柳 勇君
永岡 光治君
鈴木 一弘君
矢追 秀彦君
向井 長年君

國務大臣 安井 謙君

政府委員 公正取引委員会 事務局長 竹中 喜満太君
通商産業政務次官 堀本 宜実君
通商産業省重工業局長 川出 千速君
工業技術院長 馬場 有政君
中小企業庁次長 影山 衛司君

事務局側 常任委員会専門員 小川 橋貞壽君

本日の會議に付した案件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出)
○産業貿易及び経済計画等に関する調査(中小企業に関する件)

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会におきまして協議いたしました事項につきまして、御報告いたします。

本日は、工業標準化法の一部を改正する法律案外二法案の提出理由の説明を聴取いたしましたことといたしましたので、御了承をお願いいたします。

○委員長(村上春蔵君) まず、予備審査のために本委員会に付託されました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。安井総理府総務長官。

○國務大臣(安井謙君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の運用を強化するため、公正取引委員会の事務局の機構を拡充し、定員を増加しようとするものであり、その内容は、第一に、公正取引委員会事務局に、地方支分部局として新たに広島地方事務所を設置し、第二に、公正取引委員会事務局の定員二百七十七人を三百七十七人に改めようとするものであります。

これらは、第四十八国会において下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、第四十九国会において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が可決された際の附帯決議の御趣旨を尊重いたしましたものであります。このように公正取引委員会事務局の機構等を整備拡充することにより、物価対策として違法な価格協定の取り締まりの強化並びに再販売価格維持行為及び管理価格の実態の調査とその対策の強力な推進をはかり、あわせて、中小企業対策として、特に下請代金支払遅延防止に関する業務の強化をはかるようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(村上春蔵君) 次に、本院先議の工業標準化法の一部を改正する法律案及び土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。堀本政府委員。

○政府委員(堀本宜実君) 工業標準化法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行工業標準化法は、適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用、消費の合理化等をはかる目的をもって、昭和二十四年に制定されたものであります。制定後十餘年を経た今日、その後における技術革新を背景とする社会経済情勢の著しい変化に適合しない面があらわれてきております。このような新たな事態に対処いたしますとともに、工業標準化法制以来の運用に当たって得られた経験に照らしまして、なお改善すべき

であると認められる諸点につき、その不備を補うことによりまして、工業標準化のより一層の推進をはかるため、この法律の改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な改正点につきまして御説明申し上げます。

第一は、日本工業規格表示制度を加工技術に適用することとしたことです。日本工業規格表示制度につきましては、現行法のもとでは鉱工業品の製造業者だけが、主務大臣の許可を受けてその製造する鉱工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することができ、近時鉱工業において生産工程の分化及び専門化が著しく進みまして、立法当時と比較してメッキ、金属熱処理、金属表面処理等の加工の重要性の増大は目ざましいものがあります。したがって、鉱工業品の製造業者のほかに、加工業者につきましても、主務大臣の許可を受けて、鉱工業品に施した加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することができるようになることによりまして、鉱工業品の品質の改善、生産の合理化、品質保証の徹底、加工技術の向上等をはかることとした次第であります。

算の分科会のはうへ出席されて、こちらへ出席されたい、こういう連絡がございましたので、一点だけ質問したいと思うのですが、これは特に昨年の暮れ本委員会が審議いたしました、中小企業の問題に關して倒産関連会社に対する法律案が審議されました。一体、その後倒産関連の中小企業に対する対策というか、指定、こういうことは一体どういう経過になっておるか、長官から若干説明が願いたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 答え申し上げます。

昨年の暮れに中小企業信用保険臨時措置法を御審議願ひまして採決していただいたわけでございまして、倒産関連の企業をその法律の第二条に基づきまして指定をする段取りを進めたわけでございまして、さしあたりといたしまして、昨年の暮れに間に合はせましたために、例の姫路におきまして播磨鉄鋼が会社更生法の申請をいたしました。それをまず十二月一日付で第一号として指定をいたしました。その後各通産局を通じて指定をすべき会社につきまして調査を進めておりましたが、近く北九州の八幡及び住金関係につきまして指定をいたしました。そのほかまた通産局を通じて指定をいたしました。その他また通産局を通じて指定をいたしました。その他また通産局を通じて指定をいたしました。

○近藤信一君 いま御答弁がございましたように、現在調査中であるということでございますが、播磨鉄鋼だけが即日指定になったようですが、私の調べているところによると、まだいまだ話のございましたサンウエーブの問題、それから日本特殊鋼の問題、それから山陽特殊製鋼の問題、こういう点についてはまだ指定がされていなくて、目下調査中だ、こういうことでございまして、日本特殊鋼にしても、山陽特殊製鋼にしても、これは金額的にも相当大きなものでございまして、これは早く指定しなければ、この三月は、来月の決算期を控えて相当中小企業が倒産するの

ではないかということが新聞等に報道されておりますので、大至急指定してもらいたい。それから北九州の問題で、いまこれまで調査中だということとでございすけれども、御承知のように、北九州は昨年相当中小企業が倒産を見ておることは御承知のとおりでございまして、これも北九州は時期的にすぐれていくことになるれば、これまた三月決算期を控えて相当また混乱してくるという危険性があるのではないかと、政府では景気調整に對していろいろ国債を発行して云々ということをおっしゃるけれども、もう目前に迫つておる問題であるから、こういう点は私はもっとすみやかに指定すべきではなからうかというように考えておりますし、それから昨年の暮れに私も法案を本委員会が審議いたしました際に、本委員会においても附帯決議として、できる限り広範に中小企業が対象になるように、こういうことで附帯決議がなされておるわけなんです。その前に、大臣は、御趣旨に沿うようにというごあいさつがあったわけなんです、その点も、法律案を審議し、また附帯決議をいたしましたその趣旨に基づいて、できるだけ広い範囲の中小企業に対する対策を配慮してもらいたい、こういうふうに思つております。特に、私は鉄鋼だけの関係でなく、産業全般にわたつて中小企業は三月危機ということが非常にいま叫ばれておるからでございまして、非常なこの点は通産省としても至急に対策を立てなければ、三月を越えてしまつてからあれあれということでは、私はこれまたたいへんなことになるのじゃないかと思つて、特にこの点は通産省としても考慮してもらわなければならぬ。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま御指摘になりました倒産関連会社等の問題につきまして、御注意がございましたサンウエーブの問題あるいは山陽特殊鋼、日本特殊鋼の問題はもとよりでございますが、ただいま北九州の問題も含めて早急に指定をいたしたいということでございまして、広い範囲にわたつてこの問題の調査をすみやかにいたしまして、御期待に沿うように努力をいたしました

い、かように存じます。

○豊田雅孝君 関連して。念のため聞いておきたいのですが、いま近藤委員から具体的対象についてそれぞれ要求をする意味の御質問があったわけですが、これをできるだけ適用対象にするようにしなければならぬと思つておられるので、そういう線で大いに進んでまいりたいと思つたのですが、それに関連して、あの特別立法は、十二月一日までさかのぼつてやるということになつておるのだけれども、さつき近藤委員の指摘せられた、たとえばサンウエーブであるとか、あるいはこの日特関係であるとか、これが昨年の十二月一日にさかのぼつて施行することになるのかどうか、まかなえるのかどうか、その点念のため聞いておきたいと思つたので、まずこれを一。

○政府委員(影山衛司君) 法律の適用が十二月一日にさかのぼつております。そういう関係もございまして、形式的にはやはり十二月一日までしかさかのぼれないわけではございますが、実態をいろいろ聞いてもおるわけではございますが、まあまあ十二月一日にさかのぼつてやつてあげれば何とかなるというふうに私は私どもは考えております。

○豊田雅孝君 十二月一日にさかのぼること大体いけるといういま次長の答弁ですから、それで一応期待をしますが、そこに相当無理もあるのじゃないかというふうに思われるのであります。その点からは、近藤委員の要望せられたことをできるだけ適用対象にしていくという線に沿つて、十二月一日までにしかさかのぼれないその点についての対策を極力研究せられ、これを具現化するよう努力してもらいたいと思つたのですが、その点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 御趣旨に沿つて努力いたしたいと思ひます。御承知のように、昨年の暮れに通過していただきました中小企業信用保険臨時措置法におきましては、その他といたしまして、無担保保証の制度もございまして、それから無担保保証のものにつきましても、限度額の引き

上げあるいは保証条件の緩和というようなことをいたしまして、そういうものをあわせていたしたいと考えております。

○豊田雅孝君 いまの無担保で保険をつけるほうは二百万円までで、いわんや無担保無保証人融資のほうは五十万円に引き上げたけれども、とにかくこれは五十万円まで、サンウエーブの関係だとか、日本特殊鋼の関係だとか、いわんや山陽特殊鋼の関係になりますと、なかなかそんな金じゃ問題にならないので、例の一千万円に別ワック上のせ、あるいは組合対象になる場合には二十万円の特殊別ワック上のせをやるということにならないと、これは問題にならないと思つたので、その点でもう一つ問題があると思つたのですが、この点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 第二種保険の限度額が一千万円までということになっております。それ以下請願倒産企業の小さいところなどは、限度一ばいまで保証をつけてもらうということで余裕がなくなつておるといふ点が一つの問題なわけですが、私どももこの点は認識をいたしているわけでございまして、一方におきまして、保証協会の能力という点も考えてみますと、新しい制度をこの前の法律の改正によりまして、新しい制度をたくさんやつていただきました。そういうところにもまず重点を置いて活用して保証の拡充をはかつていきたいと思つております。第二段階の措置としては、私どもはもう一千万円の限度の拡充ということもぜひやっていきたいというふうに考えております。

○豊田雅孝君 十二月一日までにしかさかのぼれないというところに制約があるものですが、同じようなケースについて、一方は別ワック上のせができる、一方はそれができないというようなアンバランスが出てくることは非常に問題だと思つたのです。そういう点で真剣に研究せられて、もし足らざるところがあれば、これほど中小企業が困つておる際ですから、またあの法律が緊急事態に処する特別立法なのですから、研究をせられて、

て、もし足らざるところがあれば、これに対するさらに追加的な措置を講ずる、またそれについての立法も緊急に考えられるということにいくべきだろうかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業が現在当面いたしておりますいろいろな困難にかんがみまして、いろいろな問題が出てくるに際して、直ちにそういう状態に適應していきけるような体制というものを用意するに進めていきたいというふうに私もとしては考えております。

○赤間文三君 ちよつと関連して、影山次長に伺いたのですが、不況がだいぶ続いておりますが、去年の十一月十二月、ことしも一月、二月も大体終わりに近づきました。中小企業が不況の影響を受けて、去年の十一月、十二月等比べて、現在どういうふうな不況が中小企業に影響しているか。言いかえてみれば、ますます強くなっているか、きつくなっているか、あるいは大体横ばいか、あるいは少しづつ政府の政策で不況が減っているとは言えないが、よくなるような状況にあるか、そのところをちよつと聞いておきたい。不況の及ぼす影響、ひどくなっているか、あるいはゆるくなっているか。

○政府委員(影山衛司君) 私どもも常に中小企業がどういう条件にあるかということをいろいろと直接あるいは間接に聞いているわけでございますが、最近の情勢といたしまして、御承知のように今度四十一年度におきまして、政府といたしまして、予算、財投等において大幅増額予算というものの体制を打ち出して、総需要というものがあつた程度規模がきまつたわけでございます。そういうことをあれいたしまして、従来中小企業の皆さんのお話を聞きますと、何をやってほしいかということをお聞きしますと、受注が欲しいというふうなことを言っておられるのであります。そういう状況が変つたとは申し上げられませんが、前送に将来の希望を持ってきたということが一つ、それから日本経済全体の情勢も、一口に申しまして、最近

生産が多少の上昇を示しており、あるいは出荷もそれ以上の上昇を示しておりますので、在庫が多少減少し、みというふうなところになってきて、そういう点から申しまして、景気もある程度底を究めたのじゃないだろうかというふうな、統計的に見ましても情勢も出ております。まあ政府が行ないました需要喚起策等とも相まちまして、今後明るい方向に進んでいくのじゃないかというふうなまあ考えているわけでございますが、なかなかやばり、たとい明るい情勢があらましても、中小企業にそういう効果が及んでまいりますのには相当の時間もかかりますので、そういう点につきましては、中小企業対策を怠るというわけにはいかないというふうに考えているわけでございます。

○赤間文三君 お話の筋はわかりますが、私の見るところでは、なかなかもつてこの不況は、中小企業にとつて、ずっと倒産件数が減つてくるとかというふうなことも、その倒産する会社の規模なんかによつては減るところもあるいはあるかもしれないが、まだ少なくともやはり三月のころまでは、ある意味からいって不況があらまるところではなくて、まだ悪くなつてくるのじゃないかと思うので、影山先生と大いに所見を私は異にしているのですが、あなたの考えからいくと、倒産件数は何か幾分減つてくる。それから一番中小企業が希望している仕事を多くくれ、多くくれというふうなことも政府の施策から見ると、あるいは土木事業は中小企業を使えとか、あるいは官需を中小企業に回せとか、あなたの方のいろいろな努力によつてよくなるというふうなことが、中小企業に潤つてくるところにはなかなかまだこない、ずっとおくれいている。一般に景気がきても、不況から中小企業が景気の恩恵に浴するのはいくらも、どつちかというところ、いいことはおくれくるが、悪いことは早くしわがくるというふうに考えておりますが、少し考え方が、あなたのところではずっと大體あまり深刻にもならず、まあ少し気分だけは明るくなつたからということで、深刻の度合は、

そこがぼくと違うように思うのですが、何かいい材料がありますか。倒産件数が減るとか、あるいはもうそろそろ施策がしみ込んできたとか、仕事があつてきたとか、何か具体的にいいものがありますか。私はまだ三月ころまでは、よくなるなんて考えられない。いままで何とかやっておつたが、もういよいよよしようがないから、そろそろまだ小さな零細なようなものは、だいたいこれは整理をせざるを得ないような、とにかく深刻に実質はなるのじゃないかと思ひます。こういう見方です。

○政府委員(影山衛司君) 基本的な考え方としては、私も先生と同じように考えておるわけでございまして、最近の情勢といたしまして、多少政府の施策等を好感をしておるといふようなところが、徴候が出ておるといふだけでございます。基調的にはやはり中小企業にまでするという恩恵、市場喚起の効果があらわれてくるというところは、早急にまだ結果は出てきていないわけでございまして。だから、そういう点におきまして、まだ景気は、特に中小企業に關してはまだ上昇のきつかけはつかまえていないというふうな私ども基本的には考えているわけでござい

ます。倒産の件数でございますけれども、これはずっと四十年中は大体月五百件以上という線が続いておつたわけでございまして、去年の十二月におきましては六百十一件ということで、六百件の台をこしたわけでございまして。ところが、一月になりましたら三百七十八件というふうに非常に数が減りました。昭和四十一年の一月は四百二件ということになっておりましたが、倒産件数を一月だけを比べますと多少減つております。しかし、二月の半ばごろまでの情勢では、また五百件を突破するのではないかとこのうふうな観測をいたしております。決して楽観はできないというふうに考えております。

中小企業界が熱望しておるのは何かというところ、需要の喚起と言ふのでありますが、そのとおりだと思ふのであります。民間の設備投資のほうはなかなかもう期待もできないだろうということで、財政投融資で御承知のとおり需要を喚起しようとしておる。この際最も必要なことを政府がやるべきなのが、ちよつと抜けておるのじゃないかというふうな感じがすることが一つあるのですが、それは官公需の発注確保の法律をこの際なぞつてくれかということなんです。これは中小企業基本法の中には、官公需発注を確保するということが表に出ておる。その裏づけの法律が出ておらぬ、中小企業基本法関係で表に出ておるもので法律の裏づけができるおらぬというのは官公需の発注確保だけだと私は思ふのです。しかも、いま需要喚起のために財政投資、これに重点を置いて国債発行までしてやろうという、それに官公需の発注を中小企業のために確保するという法律制度というものがまだできておらぬ。ここにぼくは非常に問題があると思ふのです。この点をどういうふうな考えでおられるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 基本法にいろいろと中小企業対策が述べられておりますが、その中で残つております施策は官公需の発注確保であるというところはお説のとおりでございます。基本法を制定いたしますときに、官公需の発注につきましては、いろいろと中小企業法といたしましては検討いたしましたわけでございまして、各省の発注の実績をその当時調べてまいりましたところが、県段階も含めまして、全体の五〇%まではいっておりませんが、四〇%数%までいっておりましたということとを前提といたしまして、アメリカあたりではたしか三〇%ぐらいは確保するための努力をしていゐる。そこでむしろそういうふうな各省それから各県あたりが積極的に中小企業のはうへも官公需発注を確保してやろうというふうな体制も、私どもは連絡会議を持ちながらお願いをしておりますので、まあそういう点さしあたりは各省との間の連

絡会議、及び中小企業者がせつかく官公需発注の機会があるにもかかわらず、手続等を知らないためにそういう機会に恵まれないという場合もありますので、そういうところの啓蒙宣伝ということに力を注いでおたつたわけでございますが、こういう情勢になりました、やはり官公需につながるようなところの中小企業は、たとえば電電公社につながるようなところの電氣通信機械というふうなものはわりあい不況の影響を受けていないというふうな点もございまして、まあ今後はやはり中小企業の安定した一つの受注先という意味で、官公需の発注につきまして何らかの措置をとらなければいけないということを私も考えて検討いたしておるわけでございます。その場合に、官公需の発注の確保の法律をつくるか、あるいは御承知の会計法に基づきます予算令を改正いたしまして、ある製品を指定するということなことをいたしまして、その場合にまあ大企業と中小企業と、品質においても価格においても同じなら、できるだけ中小企業のほうを買ってやれというふうなことができればどうかというふうなことを、私も私どもとしては現在検討いたしておるわけでございますが、御承知のようにそういう政府関係機関の発注と申しますものは、やはり国民の税金から出てきておりますものでございます。財源が、だからできるだけ合理的な、経済的な発注をしなければいかぬという大原則があるものでございますから、それを中小企業対策の面からどの程度これを曲げていくかという点に一つ問題点があるかと思ひますが、そういう点も含めまして、私も思ひましたし検討中でございます。

○豊田雅孝君 官公需発注を確保するため、従来中小企業庁でもいろいろ研究したり、各省とも連絡をしたりしておることも聞いておるし、それにこの委員会に配った資料だけでもこれくらい厚さのあるたいへんな資料でしたが、しかし、そういうようなことだけでいいとは言えぬのです。これは中小企業基本法にすでに頭を出しておる、その裏づけの法律がいまもってないとい

う、そういう政治的な立場からしても、これは何としてもやらなければいかぬ。ことに各省から発注する場合に、お話のように経済的な合理的な発注もしなければならぬという一面制約があればあるほど、法律制度というものが確立せられぬと、その基準というものがはっきりしない。ことにわれわれ懸念しておるのは、個人会社相手の場合には、中小企業者だというのでつい軽く扱われる。そんなら協同組合で共同受注をしたらいいんじゃないかというところで協同組合でいくと、はたしてその協同組合を入札のときに認めるのか認めないのか、あるいは認めるということにはなっておるかもしれないけれども、実際はどうも二番三番せんじのほうに回されるというふうなことがあるように思ふから、そういう点から見てもこの共同受注ができる、それには協同組合あるいは商工組合、こういう制度をどういうふうな扱っていくかというふうなことをはっきりさせないといかぬと思うのです。そういう面からも、この際官公需発注の法律制度を早急にやる必要があるのじゃないか。これは民間設備投資本位でなくて、財政投資本位になるというだけに、ここからしばらくの年次については、特に官公需の発注確保、この法律制定が必要だと思ふのです。これはもう非常に早急にやるべきだと思ふのです。もしもやらぬのだしたら、議員立法でもやらなければならぬということにほくはなると思ふのです。そういう点で真剣に、急速に研究してもらいたいと思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(影山衛司君) 先生の御趣旨よくわかるわけでございまして、早急に大蔵省あたりとも相談をいたしまして、この制度を検討してみたいというふうな考えております。

○永岡光治君 関連。ただいま次長の御答弁によりますと、中小企業に対する発注確保と申しますか、そういう意味の法律をつくったかどうかという豊田委員の質問に対して、いや、いまでも実際調べると、中小企業のもの外よりかなり実

績としていつておる、こういう御答弁があったのですが、にもかかわらず、なおかつ不況だということになれば、それはもう七割も八割も確保するという法律がなくては不況は乗り切れないと私は見ておるのです。だからアメリカやイギリスが三割あるいは四割にいつておるから、日本はそれ以上いつておるからいいじゃないかというところにはならないのですから。アメリカ以上に実績があるにもかかわらず、なおかつこの不況が乗り切れない、中小企業の倒産が続いておるといふことを考えなければならぬわけですから、ぜひ私は七割なり八割をこの際ぜひ確保するという立場に立つての御検討をお願いしたいと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(影山衛司君) 基本法制定当時におきまして、中小企業庁といたしましては、先ほど申し上げましたように、実績と外国の例等も比較いたしましたし、まあまあと考へておたつたわけでございますが、先生のお説のように、最近の不況状況というものは相当深刻化いたしておりますので、その程度で満足してはいけないうふうな考へておるわけでございます。

○永岡光治君 そこで、この実績の見方ですが、いろいろあるだろうと思ふのですが、いま電電公社の発注状況について御説明がございました。これは相当いつておるといふことですが、私は必ずしもそうではないと思ふのです。むしろ私も通信関係で考へておることからいへば、もともと中小メーカーに対して大幅な発注をすべきだといふのが私どもの年来の主張です。ついでには、この商工委員会のこれは資料にしていたきたいと思ふのですが、電電公社の発注の先と金額、製品、それをひとつここに提出してもらいたいと思ふのです。むしろそういう次長が考へておる甘いものではないと私は思ふのです。中小メーカーは非常に困つておるのだ、何とかして泣きついてきておるのが私の認識なんです。大メーカーにはやるけれども、それは一次なり二次産業の下請に行つ

てしまつて、結局は中小メーカーというのは非常に苦しい状況にあると私は認識しております。その点ははたして私の認識が間違つておるのかどうか、この際中小企業の担当者としての立場から資料をひとつ私は要求して提出をしていただきたいと思ふのです。

○政府委員(影山衛司君) 電電公社の例を引きましたのでございまして、電電公社につながる通信機械関係が現在のところ不況の影響をあまり受けてないという例といたしまして申し上げたんでございまして。

○永岡光治君 いや、そんなものではないです。よ。

○政府委員(影山衛司君) 電電公社につきまして、郵政省あるいは電電公社とも相談いたしまして、早急に資料をつくつて提出いたしたいと思ひます。

○井川伊平君 ちょっとお伺いしますが、承りますと、中小企業の倒産の数が少なくなつていくというところは喜ばしいことでございますが、大体無担保で融資をいたしましたものを、月割りにいたしましたのでのぐらひの資金が融資されておるか、金額を知りたい。口数及び金額、これを知りたいので教えていただきたい。

○政府委員(影山衛司君) ちょっと手元に資料がございませせんが、例の特別小口保証の実績につきましては、現在十二月末までに十九億二千二百九十六万円という実績がございまして。

○井川伊平君 一月……

○政府委員(影山衛司君) 一月の実績はまだあがつてきておりませんが、早急に調べて提出いたします。

○井川伊平君 なお、私もこれを心配いたしましたのは、そういうふうな利用していきけるものが、日本全国の地域的に見まして、大体口数、中小企業の数、そういうものから平等な割合で利用されておるか、それから一地方にかたまつて利用されて、それは多いところはおのずから一つの地域でも融資を受ける者が多くなることは、それは当然

ですけれども、何かの標準に基づいて不公平にこれが利用されているのではないかと心配もあるが、こういう点についてはどう御配慮を持っておられるのですか。

○政府委員(影山衛司君) この保証承諾の実績を件数で眺めてみますと、大体中小企業が密集しておりますところの東京、あるいは愛知県、あるいは大阪というところの実績が伸びておりまして、大体中小企業者の分布に応じてこういう特別小口保証も伸びておるものと私は推定いたしておりますが、ただ、御承知のように、信用保証協会が全部で五十一あるわけでございますが、おのおのまあ県の力の入れ方等にもよりますが、保証協会自体の力というものは多少の差がございます。ただそういうところを補強いたしますために、私もいろいろと各県の積極的な出捐等の援助を要請いたしますとともに、御承知の中小企業保険公庫からの融資基金をこれに流してやりまして、それで積極的に特別小口保証あるいは無担保保証の実績の少ないところを補強するようになつてこうで融資基金を流すというふうなこともやっております。そういうふうな積極的にやることを考えております。

○井川伊平君 その当時多少疑問になつておつたことでありますが、地方の五十一あるという保証協会は、これに協力しなければならぬという法律上の義務はありませんね。法律上の義務はないけれども、それは公平に行きわたるであらうという見越してやっているのであるから、そういうことは法律上の義務はなくても、五十一の保証協会はそういう点を十分注意してやっているかどうかという調査はきつめて必要な行政事務だと思つて、まだそういう点で全然調べていないような口ぶりであるが、そういう点はどうですか。急いで、うまくやっているかどうかというのを各五十一の保証協会について調査することが急務ではありませんか。

○政府委員(影山衛司君) 各保証協会につきまして、特別小口保証の実績、これは保証承諾の件数及び金額は手元にも持っておりますが、調査をいたしております。ただいま申し上げましたように、東京であるとか、あるいは愛知県、あるいは大阪府というところ、あるいは福岡県もそうですけれども、件数等もそういうところが非常に伸びておるといふことは、その調査の結果でございます。

○井川伊平君 それは東京、大阪、それから名古屋のほうが多いことは当然わかることでありますが、調査しておるといふのなら、そればかりでなく、日本全国五十一の保証協会について、予定しておるとおり円満に履行されておると言えますか。

○政府委員(影山衛司君) 私どもの期待いたしておりますようにやっておりますところもございまして、やはり県によりましては、まだちゃんとやっていたいてないところもございまして、○井川伊平君 わかった。そういう遺憾な県については、どういう処置をとっておりますか。

○政府委員(影山衛司君) 私ども強制権というふうなものもございませんし、先ほど先生もお話しいたしましたように、法律上の義務づけも行なっていないわけでございますが、私もいろいろと話を聞きまして、常にこういう特別小口保証の実績を増加するようにというのを頼んでおります。また県を通じて依頼をいたしております。強く要請いたしております。

○永岡光治君 これはもちろん商工委員会の所管事項とは若干違ふと思いますが、しかし私は中小企業という見地から考えますならば、当然関連が出てくるわけでありまして、官公庁の建築ですね、そういう関係についても大手筋に重点を置き過ぎて、中々いろいろのところでできるようなものを指名から除くという傾向が非常に強いと見ています。こういうことも、中小企業庁としては直接の主管管轄でないけれども、軌を一にする問題だと私は思ふんです。だからひとつ政府みずからが進んで官公庁の建物は全部私はそ

ういう方向で中メーカで、しかも地元ではこれをやつてもらえば助かるのだというところがあるにもかかわらず、大手筋が東京あたりから地方にどんどん入ってくる。官公庁の建物です、民間は別として、そういう傾向が非常に強いんですよ。だから地元としても、地元の育成なり、あるいはそういう中小業者を助ける、中小業者ということになれば、当然やはり中メーカからいろいろの品物を入れるについての関連があるわけですが、ぜひ率先してやつてもらいたいと思うのです。この点に対するお考えはどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 官公庁のいろいろ実績等も調べてみますと、やはり各県のほうは、地元の業者をできるだけ使つていこうという傾向が強いようでございます。特別にそういう県庁の建物とか各官庁の建物につきまして、できるだけ中小企業建設業者を入れていくことは望ましいことだと思ひます。最近オリンピックの建設工事が一段落して以来、やはり大企業の建設業者も仕事が多くなりまして、中小企業の分野にまで進出してきて、中小企業の建設業者が困つておられるというところも私も承知をいたしております。相当に強い関心を持っておりまして、そういう点につきましては、やはり官公庁の発注の連絡会議もやっておりますので、そういう席上で要請をいたしておるわけでございます。

○永岡光治君 これは単なることばの上の表現でどうするとか、大いに努力しますというところでなしに、私は現実の施策の上にあられることを期待するわけなんです。いまのお話によりますと、地元その地方の官公庁の建物は、その地元の者に資格があれば、そういう者に持っていきたいという考え方があつたというところでありますが、これは全然そうなんです。全く現実とは違つております。だからそういう点も皆さんがそうでないと言ふなら、私は資料を出してもいい。現実には私の知っているものはたくさんあります。いま連絡会議を持ってやつていくというところでありますから、これだけつこうであります。当面少なくとも四十一年度

の工事は四月から始まるわけですが、その際にはぜひ地元重点で、大業者に重点を必ずしも置くのではなくて、中メーカ、これを育成していくというか、立て直しに協力していくということについて確約できますか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業庁の立場といたしまして、その方向に向かって推進したいということはただいま申し上げられますが、現実には県庁にそういうことで発注させるということまでは確信がないのでございます。

○永岡光治君 そういう程度だからだ。その連絡会議というのは、大臣の連絡会議ですか。次官の連絡会議ですか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業庁が中心になつてやっております。

○永岡光治君 各省からは……

○政府委員(影山衛司君) 各省からは建設省、自治省等が出てきております。

○永岡光治君 二つだけですか。

○政府委員(影山衛司君) 大蔵省も出てきますし、防衛庁も出てきますし……

○永岡光治君 主催は企業庁長官ですか。

○政府委員(影山衛司君) そうでございます。

○永岡光治君 具体的に出てくる各省の名前と、その各省からはどういう地位にある者、まあ次官が出るのか、あるいは担当の局長が出るのか、課長が出るのか、その辺のところをちょっと明確にしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(影山衛司君) たいいて局長クラスをメンバーにしているわけですが、現実に出てくるところは課長クラスも出てきます。官庁によって違います。

○永岡光治君 その官庁は、各官庁全部出ますか。

○政府委員(影山衛司君) 各省全部出ます。

○永岡光治君 これはおそらく私もそうじゃないかと思うのですが、お座なりの会議になつてしまふのです。やりましたというだけです。それで実行上生きてきません。次官あるいは大臣が出る、そういう規約ぐらい、文字にあらわさなくて

もいいけれども、はっきりしたものを一つつけて、それを忠実に守るというぐらゐの申し合わせをして、必要に応じて連絡会議で各省の結果を報告して、中小企業庁はその報告に基づいて足りないところをなお叱咤激励するという、そういうところくらいにならないとこれはだめだと思ひますよ。おそろく毎月開いてはいるのじゃないかと思うのです。私は、これはときどきしか開かないだろうと思うのですが、そういう点をもう少し迫力あるもの、実行力のあるものにしてもらいたいと思ひますが、これは次長に要請しても無理かも知れません。しかし、政務次官がそこにおいてになるわけですから、堂々とせひやっていたらだいたいと思うのですが、政務次官どうですか。

○政府委員(堀本宣実君) たいだいまお話しになりましたが、ことに地方の公共の事業につきましましては、ここで申し上げるほど正確なものではないのでございますが、つい先般、企業件数の上から考へても、中小建設業者の倒産がきわめて多いのであります。そういう関係から、今後受注の促進をいたしまして、大企業メーカーだけで、企業者だけで請負をするというのではその工事自体が伸びないというような弊害等もありまして、建設省におきましては、中小請負業者というものの活用を今後積極的にはかることにしたいというふうな話を私は承ったのでございます。しかし、これは単にその局の話でございまして、正確な資料を持っておりませんが、ただいまお話しになりました問題は、御指摘のように単に会合をしてその趣旨を申し合わせるというだけでは実効があがりにくいことであるかと存じますので、少なくともそれぞれ申し合わせたことは、中央で申し合わせたそのこと自体を各地方官庁に通達なりあるいは指導なりをいたしますようなことにいたしまして、的確にそれが実行されるようなふうな考慮をいたしたい、かように考えます。

○豊田雅孝君 関連。そういう点を考へても、やはりこの際官公需発注確保に関する法律というものを一つつくって、その中へ官公需発注、受注の連絡

協議会というふうなものを明記して、そうして各省の事務次官くらいがそれへ出るというふうなことにすれば、初めてある程度促進せられてくると思ひます。それはいま連絡協議会があるとかいうけれども、課長がせいぜい出てくるくらいなことでは、それはもう推進力をかけるわけにはいかぬし、その一事から見てもこの際官公需発注に関する法律というものをつくる必要があると思ひます。この点大いに政治的な関係ですが、政務次官あなたにひとつ御答弁を願つておきたい。

○政府委員(堀本宣実君) たいだいま次長からお答弁を申し上げましたようなことでございまして、直ちに、いますぐ法文化してこの国会に出していくというふうなことはなかなか困難であるうかと存じます。そういう根拠のあるしつかりしたこの官公需発注確保に關する手配をいたしたい、かように考へます。なお、できればいまお話しがございましたように、中小企業基本法全体の中からもこの問題が等閑視せられてゐるうらみがございまして、この問題につきましましては、部内でよく検討をいたしまして、早急にこの対策を立てるようになつてほしい、かように存じます。

○豊田雅孝君 この点については、官公需発注が、いまの景況直しの重点になつてゐる。ですから、それだけにこの際懸案になつてゐる官公需発注確保に關する法律制度というものを確立しないといつたときにかこれをやるのであらうということになると思ひます。その点じゃ堀本政務次官も内心では必要だと思つておられるのでしようけれども、まだちよつとという相談があるからといふこともかもしれませんが、早急にひとつ三木通産大臣と御相談願つて、次回には通産大臣に出られるやうですから、その際にまずこの問題をどうするかといふことを三木通産大臣から答弁があるやうにひとつお計らいをお願いしたいと思います、いかがでございませうか。

○政府委員(堀本宣実君) たいだいま御要請のありましたこの問題につきましましては、きわめて重要なことでございしますので、この本日の委員会で各委員から御発言のございました御趣旨を十分に大臣

に伝えて善処をいたしてまいりたい、かように存じます。

○向井長年君 ちよつと関連で一つ。

いま官公需の問題が出てゐるのですが、これは先ほど皆さんが言われたとおりなんです、これは問題として、最終的にはやはり入札で大企業に負ける可能性があると思ひます。負けるというか、実際問題としてはそういうふうなことになるおそれがあるのです。それをカバーしようとするは何といつても、これは建設問題だけじゃありません。一般の産業ですが、いわゆる産業分野を確立しなければならぬのじゃないかと思ひます。根本は、したがって大企業が中小企業の分野までいま大きく系列的に進出してきてゐる、こういう状態が強いわけでしょう。したがって、やはり産業分野によつてこれは第一次産業であるとか第二次産業であるとか、こういう分類の中からやはり産業分野というものを中小企業にはつきり与える、こういうような産業分野の確立の法律をつくらなければ、最終的にはこれは根本的にそういうものを育成できないと思ひます。こういう点についてどうですか、検討する余地ありますか。非常に大きい問題です、産業分野の問題ですから。

○政府委員(堀本宣実君) この問題につきましまして、先ほど来申し上げておることと変わりはないのでありますが、要するに御指摘になりましたやうに、中小企業の請負し得る限度それ自体の改正が基本的に行なわれなければ、やはり大企業が優先して入つてくるおそれがある、幾ら地元で手持ちの人数を持ち資材を持つておりまして、入札なりに参画する資格というものが与えられておらないという基本的な問題が御指摘のやうにございまして、この問題につきましましては、やはり建設省その他この官公需の必要性等を勘案いたしまして、その受注し得る能力を引き上げて、限度を引き上げてそのクラスに入れてくるということが行なわれなければやはり問題があるうかと考へますので、その点につきましても十分に関係官庁と協議をいたしたい、かように考へておる次第でございします。

第でございします。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本問題に關する質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十九分散會

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「その製造業者は、」の下に「工場又は事業場ごとに」を加え、「若しくは容器」を、容器若しくは送り状に改め、同条第三項中「品目及び」を「品目並びに」に改め、「名称」の下に「及び許可に係る工場又は事業場の名称」を加え、同条第五項中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改め、同条に次の一項を加える。

6 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、調査会の議決を経て、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十九条の次に次の三条を加える。

(承継)

第十九条の二 前条第一項の許可を受けた製造業者(以下「許可製造業者」という。)が当該許可に係る品目の製造品の製造の事業の全部を譲渡し、又は許可製造業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受け

た者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可製造業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出)

第十九条の三 許可製造業者は、当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(許可の失効)

第十九条の四 許可製造業者が当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。

第二十条中「前条の規定による」を「第十九条第一項の」に改める。

第二十二条の前の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第一項中「その職員に第十九条第一項の許可を受けた製造業者」を「許可製造業者からその業務に関し報告を徴し、又はその職員に許可製造業者に、原料材料又は」を「原料材料若しくは」に改める。

第二十三条中「製造業者」を「許可製造業者」に改める。

本則中第二十七条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条 第十九条の二第二項又は第十九条の三(これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二十六条中「第二十一条第一項の下に」(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)以下同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十一条第一項を加え、「又は忌避し」を「若しくは忌避し」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条第一号中「第十九条第五項の下に」又は第二十五条第二項を加え、同条第二号中「第二十三条の下に」(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)を加え、同条を第二十七条とし、第二十四条中「製造業者」を「許可製造業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(加工技術)

第二十五条 主務大臣が特に必要があると認めて調査会の議決を経て鉱工業品の加工技術の種目を指定したときは、その種目の加工技術に係る加工業者は、工場又は事業場ごとに主務大臣の許可を受けてその者が当該加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鉱工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することができる。

2 前項の規定により指定された種目の加工技術(以下「指定加工技術」という。)については、同項の許可を受けた加工業者でなければ、何人も、その取り扱う指定加工品(指定加工技術による加工がされた鉱工業品をいう。以下同じ。)又はその包装、容器若しくは送り状に、その指定加工品に係る当該指定加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

3 第十九条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十九条の二から前条までの規定は、指定加工技術に準用する。

(日本工業規格の尊重)

第二十六条 国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二十五条各号に掲げる事項に關し一定の基準を定めるときは、日本工業規格を尊重してこれをしなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、工業所有権制度改正に関する諸願(第七四四号)

第七四四号 昭和四十一年二月七日受理

工業所有権制度改正に関する諸願

請願者 東京都荒川区日暮里町八ノ一五九

全国發明コンクリート受賞者連盛

内 高橋夏三郎外七十三名

紹介議員 古池 信三君

今回工業所有権制度改正審議会答申の改正案を検討した結果、次の諸点について要請する。

一、滞貨処理は特許庁行政事務によつて処理されたい。

二、公開審査制度にしようとする改正案には賛成できない。

三、実用新案の権利期間を五年に短縮することは影響が大きいから期間中は、現行のままとし、もし正当なる理由によつてやむを得ず改正する場合は、正当なる事情による申請に対し期間延長を認められたい。

四、公開審査と弁理士の職務について弁理士は新規出願取扱いの際次の項目に対して責任を持つて行なう制度にする。

(イ) 先願既得権利に抵触の有無を調査する。

(ロ) 出願に対し権利範囲を強化し後日類似出願を防ぎ得ることに十分とめること。

(ハ) 弁理士は自己の取扱いによつて得た権利に對し公開発表の類似出願を発見し権利抵触を調査する。

五、民間の優秀なる発明者に対しては、実行に適した企業化の指導と援助措置を講ぜられたい。

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案

(登録税法の一部改正)

第一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

の一部を次のように改正する。

第十五条第一号、第二号、第三号ノ二及び第三号ノ三中「二里」を「八キロメートル」に、「十坪」を「三十三平方メートル」に改める。

(関税定率法の一部改正)

第二条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八項中「延坪数」を「延べ面積」に改める。

(地代家賃統制令の一部改正)

第三条 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項ただし書及び同項第三号中「三十坪」を「九十九平方メートル」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第四条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「坪数」を「面積」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「一反歩」を「一アール」に、「一反歩」を「三アール」に改める。

(計量法施行法の一部改正)

第六条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和四十一年三月三十一日」の下に「(農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和四十年法律第二百一十一号)に係る土地に関する計量については、昭和四十三年三月三十一日)を加える。

(国有林野法の一部改正)

第七条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「五町歩」を「五ヘクタール」に改める。

(森林法の一部改正)

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

号)の一部を次のように改正する。
第七十七条中「三千町歩」を「三千ヘクタール」に改める。

（農地法の一部改正）

第九条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「二町歩」を「二ヘクタール」に、「三反歩」を「三〇アール」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「五千坪」を「二ヘクタール」に改める。

第九条第二項中「一反歩」を「一アール」に改める。

別表中「町」を「ヘクタール」に改める。

（公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法の一部改正）

第十条 公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「坪数」を「面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「基準坪数」を「基準面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第八条第一項中「坪数」を「面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第二項中「保有坪数」を「保有面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「坪数」を「面積」に改める。

（関税法の一部改正）

第十一条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一百条第三号中「延坪数」を「延べ面積」に改める。

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正）

第十二条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律

第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第五項第一号中「十町歩」を「十ヘクタール」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十三条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「坪数」を「面積」に改める。

附則第五項中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「二五五坪」を「八四三平方メートル」に、「二〇坪」を「〇・六七平方メートル」に、「三二〇坪」を「一〇・五八平方メートル」に改める。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「必要坪数」を「必要面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「坪数」を「面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第五条の二中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「必要坪数」を「必要面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第一項中「必要坪数」を「必要面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「一坪」を「一平方メートル」に改める。

第八条第一項中「保有坪数」を「保有面積」に、「必要坪数」を「必要面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「坪数」を「面積」に、「必要坪数」を「必要面積」に改め、同条第三項中「保有坪数」を「保有面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第四項中「坪数」を「面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第五項中「保有坪数」を「保有面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「坪数」を「面積」に改める。

「面積」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその期日が告示されている農林委員会委員の選挙及びその手続が開始されている農林委員会委員の解任の請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に在任する選挙された農林委員会委員及び前項の選挙により選挙された農林委員会委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在任するものとする。

4 昭和四十年以前に予算に係る公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定による国庫補助金又は公立養護学校整備特別措置法第二条第一項若しくは義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項の規定による国庫負担金については、なお従前の例による。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「貸付け」を「貸付け等」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。

第二条第二項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「中小企業構造改善事業」とは、事業協同組合その他の特別の法律によつて

設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの（以下「特定組合」という。）がその作成する一定の計画に基づいて行なう中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集約化その他中小企業構造の高度化の促進に寄与すると認められる事業であつて、その組合員又は会員に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて行なうものをいう。

第三条の見出し中「貸付事業」を「貸付事業等」に改め、同条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限り）若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下「商業協同組合等」という。）若しくはこれらの組合員若しくは所屬員、小売商業を営む中小商業者若しくは他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をしている中小商業者たる会社又は小売商業を営む中小商業者若しくは他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社（商業を営むものに限り）が、当該商業協同組合等若しくは当該出資を受けている中小商業者たる会社が作成し、又は当該出資をしようとする者が共同して作成する小売商業連鎖化計画に基づいて倉庫その他の施設で当該計画の作成に直接又は間接に参加する小売商業を営む中小商業者の共通の利益の増進に寄与すると認められるものを設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときは、当該施設の設置に必要な資金

第三条第四号中「含む」の下に「以下同じ。」を加え、同号イ中「又は建築物を建設する」を「建築物を建設し、又は設備（組合員又は所屬員たる中小企業者又は企業組合の事業の共同化に著しく寄与するものに限る。ロにおいて同じ。）を設置する」に改

め、同号ロ中「又は建物を建設する」を「建物を建設し、又は設備を設置する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、小規模企業者（製造業を営む者であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のものをいふ。以下同じ。）の工場の集団化を促進するとともに事業の共同化に資するため、都道府県が事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が製造業であり、かつ、その組合員の大部分が小規模企業者であるものに限り、若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員の事業の用に供する建物その他の施設を設置し、これらの者に対して当該施設を譲り渡し、又は貸し付ける事業（以下「中小企業共同工場貸与事業」といふ）を行なう場合において、当該事業の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、小規模企業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

第三条の二第一項中「中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金（前条に規定するものを除く。）」を「次に掲げる資金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金（前条第一項に規定するものを除く。）

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、中小企業者の事業の用に供する設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し、又は貸し付ける事業（以下「中小企業設備貸与事業」といふ）を行なうもの（以下「貸与機関」といふ）が当該事業を行なうのに必要な資金

第五条の見出し中「償還期間を（償還期間等）に改め、同条中「七年を」を「十年を」に、「九年を」を「十二年を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中小企業共同工場貸与事業により設置された建物その他の施設（以下「中小企業共同工場」といふ）の譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間は、十三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

第六条第一項中「借主に対し」を「借主（貸与機関を除く。）に対し、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けについては譲受人又は借主に対し」に改め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に改める。

第七条の見出しを「（期限前償還等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けをした場合において、譲受人又は借主が次の各号の一に該当するときは、当該譲渡の対価の支払期日前にその譲受人に対し当該中小企業共同工場の譲渡の対価の全部若しくは一部の支払を請求し、又はその契約を解除することができる。

一 中小企業共同工場をその譲渡又は貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 譲渡の対価又は貸付け料の支払を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに譲渡又は貸付けの条件に違反したとき。

第八条の見出しを「（償還等の免除）」に改め、同条第一号中「借主の責」を「借主（借主が貸与機関を受けた者の責め）」に改め、「設備」の下に「（借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲り渡し、又は貸し付けた設備）」を加え、同条第二号中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「同条第三号の二」を「同条第三号の二若しくは第三号の三」に、「事業協同組合又は事業協同小組合」を「商業協同組合等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、中小企業共同工場の譲渡の対価又は貸付け料に準用する。

第九条第一項中「借主」を「借主又は譲受人」に改め、「償還せず」の下に「若しくは譲渡の対価若しくは貸付け料を支払わず」を加え、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第二項第二号」に改め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に、「第七条第一号又は第三号」を「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」に改め、「貸付けの日」の下に「又は中小企業共同工場の譲渡の日」を加え、「貸付けの金額」を「貸付け又は譲渡の対価の金額」に改める。

第十条第一項中「又は」を「、中小企業共同工場貸与事業又は」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「及び前条の違約金」を削り、「及び附属雑収入」を「、中小企業共同工場の譲受人又は借主からの支払金（第七条第二項の規定による請求に係る支払金を含む）、前条の違約金及び附属雑収入」に改め、「貸付けの下に」、中小企業共同工場貸与事業に要する費用」を加え、同条第三項中「貸付事業」の下に「又は中小企業共同工場貸与事業」を加える。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「国からの貸付金」の下に「（第三条第一項の規定によるものに限る。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 一の都道府県に対する国からの貸付金（第三条第二項の規定によるものに限る。）の額は、当該都道府県が行なう中小企業共同工場貸与事業に要する費用の財源として必要な資金の五分の二以内で、かつ、当該都道府県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十二条第一項中「貸付事業又は」を「貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」に改め、同条第二項中「又は」を「、中小企業共同工場貸与事業又は」に、「行つて」を「行なつて」に改める。

中小企業共同工場の譲受人若しくは借主からの支払金」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（貸与機関）

第十五条 都道府県が国からの補助金を財源の一部として貸し付ける資金であつて第三条の二第二項第二号に掲げるもの（以下「設備貸与資金」といふ）を貸し付けることができる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

二 その中小企業設備貸与事業の業務の方法が通商産業省令で定める基準に従い定められていること。

三 中小企業設備貸与事業の運営に当たつては、特に小規模企業の近代化に重点を置くものであること。

四 中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けを受けた者の依頼に応じて当該設備の効率的な利用に資するため必要な指導を行なう事業をあわせて行なうものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める要件に適合すること。

第十六条 中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第十九条の規定にかかわらず、都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行なう中小企業設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

第十七条 都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けについては、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二章の規定は、適用しない。

昭和四十一年三月二日印刷

昭和四十一年三月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局